
第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」では、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、障害種別（身体障害・知的障害・精神障害）を越えて、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等が受けられるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。併せて、市町村及び都道府県には障害福祉サービスの提供体制の確保等を目的とし、障害福祉計画の策定が義務付けられたため、本県では第1期から第6期の障害福祉計画（平成18年度～令和5年度：各期3年間）を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進めてきました。

その後、平成25年4月に障害者自立支援法を抜本的に見直し施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）において、障害者がより一層地域生活を充実させるような新たな施策展開や、障害児・高齢障害者・精神障害者をはじめとするそれぞれの障害者のニーズに対するきめ細やかな対応を行うための法改正がなされました。

また、平成28年6月に成立した障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律では、市町村及び都道府県には障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、これらの円滑な実施を図るために障害児福祉計画の策定も義務付けられたことから、本県では第1期から第2期の障害児福祉計画（平成30年度～令和5年度：各期3年間）を障害福祉計画と一体的に策定し、ライフステージに合わせた多様なニーズに対応する切れ目ないサービス提供体制の整備に取り組んでまいりました。

さらに、令和4年5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定され、国、地方公共団体には障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害者本人によるICT活用促進等に係る施策の策定と実施が義務付けられることとなりました。

「第7期長崎県障害福祉計画」及び「第3期長崎県障害児福祉計画」（計画期間：令和6～8年度）は、このような背景及び世界的に取り組む持続可能な開発目標であるSDGsの理念を踏まえ、国の指針に基づき障害者が地域で安心して生活できる環境の整った社会の実現を目標に、これまでの計画達成状況や、今後想定される障害福祉サービス等のニーズを踏まえて策定するものです。

※SDGs・・・Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画に掲げる施策と特に関連する目標は下記のとおりです。



あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



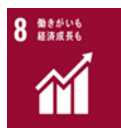
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



国内及び国家間の格差を是正する



都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする



持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2. 計画の目的

本計画の策定趣旨、国の示す基本指針を踏まえ、次の 10 点を本計画の目的とします。

- ①地域における生活の維持及び継続の推進を図り、重度や高齢の障害者、難病患者等の誰もが住み慣れた地域において希望するサービスを受けられるよう努めます。
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図り、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域生活への移行・定着を推進します。
- ③福祉施設から一般就労への移行を推進するとともに職場定着を推進します。

- ④障害児支援体制において、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築やライフステージに応じた切れ目のない支援提供を目指します。また、医療的ケア児等の地域における支援体制の整備を推進します。
- ⑤「地域共生社会」実現を目指し、障害を理由とする差別の解消、虐待の防止に取り組むとともに、高齢者、障害者、児童などの複合化するニーズへの対応強化、柔軟なサービスの提供に努めます。
- ⑥発達障害者支援のより一層の充実を図り、可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう目指します。
- ⑦地域において、障害者本人の意思が尊重され、それぞれのニーズに応じた適切な保健、医療、福祉サービスが受けられるよう、相談支援体制の充実・強化、人材育成を推進します。
- ⑧文化芸術活動の支援、視覚障害者等の読書環境の整備及び情報の取得利用と意思疎通の支援により、地域における社会参加を推進します。
- ⑨必要な障害福祉サービスを適切に受けられるよう、障害福祉サービスの質の向上を目指します。
- ⑩安定的な障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉の事業を実施していくために、障害福祉人材の確保に努めます。

3. 計画の法的根拠と位置付け

(1) 計画の法的根拠

本計画は、障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第89条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の22第1項の規定に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、県が策定するものです。

なお、児童福祉法第33条の22第5項の規定に基づき、本県では障害児福祉計画と障害福祉計画を一体的に策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「長崎県総合計画」及び「長崎県福祉保健総合計画」(ながさきほっとプラン)を補完する個別計画として、障害者基本計画とともに本県が今後進める障害者施策の指針となります。

障害者基本計画は、障害者基本法第11条第2項を根拠法として障害者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画であるのに対し、障害福祉計画及び障害児福祉計画は障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などを定めた計画です。

【根拠法】

(障害者総合支援法第 89 条第 1 項)

都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

(児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項)

都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

(児童福祉法第 33 条の 22 第 5 項)

都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条第 1 項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(障害者基本法第 11 条第 2 項)

都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。

障害者基本計画と障害福祉計画の比較

区分	障害者基本計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法・児童福祉法
策定義務	義務	義務
計画の性格	障害者の施策全般にわたる基本的な事項を定めた計画	障害福祉サービスに関する実施計画 障害児通所支援等に関する実施計画
国の計画との関係	国の障害者基本計画を基本に策定	国の基本指針に即して策定
計画期間	第1次計画（H15～20年度） 第2次計画（H21～25年度） 第3次計画（H26～30年度） 第4次計画（H31～R5年度） 第5次計画（R6～10年度）	第1期計画（H18～20年度） 第2期計画（H21～23年度） 第3期計画（H24～26年度） 第4期計画（H27～29年度） 第5期計画（H30～R2年度） 第6期計画（R3～5年度） 第7期計画（R6～8年度）
策定期期	平成26年7月（第3次） 平成31年3月（第4次） 令和6年 3月（第5次）	平成19年3月（第1期） 平成21年3月（第2期） 平成24年3月（第3期） 平成27年3月（第4期） 平成30年3月（第5期） 令和3年 3月（第6期） 令和6年 3月（第7期）
意見聴取	計画を策定または変更する際は、障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。	計画を策定または変更する際は、障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。また、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
策定後の対応	知事は県議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。	県は県障害福祉計画及び障害児福祉計画を定め、または 変更したときは、厚生労働大臣に提出しなければならない。
基本理念の実現に向けた長期的な基本方針又は目標項目	○長期的な基本方針（施策の体系） ① 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ② 安全安心な生活環境の整備 ③ 情報アクセシビリティと意思疎通支援の充実 ④ 防災・防犯等の推進 ⑤ 行政サービス等における配慮 ⑥ 保健・医療の推進 ⑦ 生活支援の推進 ⑧ 教育の振興 ⑨ 雇用・就業、経済的自立の支援 ⑩ 文化芸術活動・スポーツ等の振興	○基本指針の概要 1. 基本事項 2. 目標 ①施設入所者の地域生活への移行 ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③福祉施設から一般就労への移行等 ④障害児支援の提供体制の整備等 ⑤地域共生社会の実現 ⑥発達障害者支援の充実 ⑦相談支援体制の充実・強化、人材育成 ⑧地域における社会参加の推進 ⑨障害福祉サービスの質の向上 ⑩障害福祉人材の確保 3. 計画作成に関する事項 4. その他、地域生活支援事業等の円滑な実施

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

5. 区域の設定

本計画において、障害福祉サービス等の種類ごとの見込量を定める区域は、次のとおりとします。

○基本的な考え方

障害福祉サービス等の実施に際しては、障害のある人が生活する市及び町を基本的な単位として、きめ細やかなサービスを提供することが必要ですが、市及び町単位で実施することが困難な事業については、事業の内容やニーズに応じた広域的な単位を設定し、地域間で格差が生じないようにサービス提供体制づくりを進めます。

○見込量を定める区域

区域	サービス	
市及び町 (21 区域)	訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
	障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
	居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)、自立生活援助
	相談支援	計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援
障害保健福祉圏域 (10 区域)	日中活動系サービス	生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)、就労定着支援、短期入所(福祉型・医療型)
県全域 (1 区域)	入所系サービス	施設入所支援、療養介護、福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援

※日中活動系サービスについては、地域生活を支援する観点から、可能な限り市町でサービス量の確保に努めるものとします。

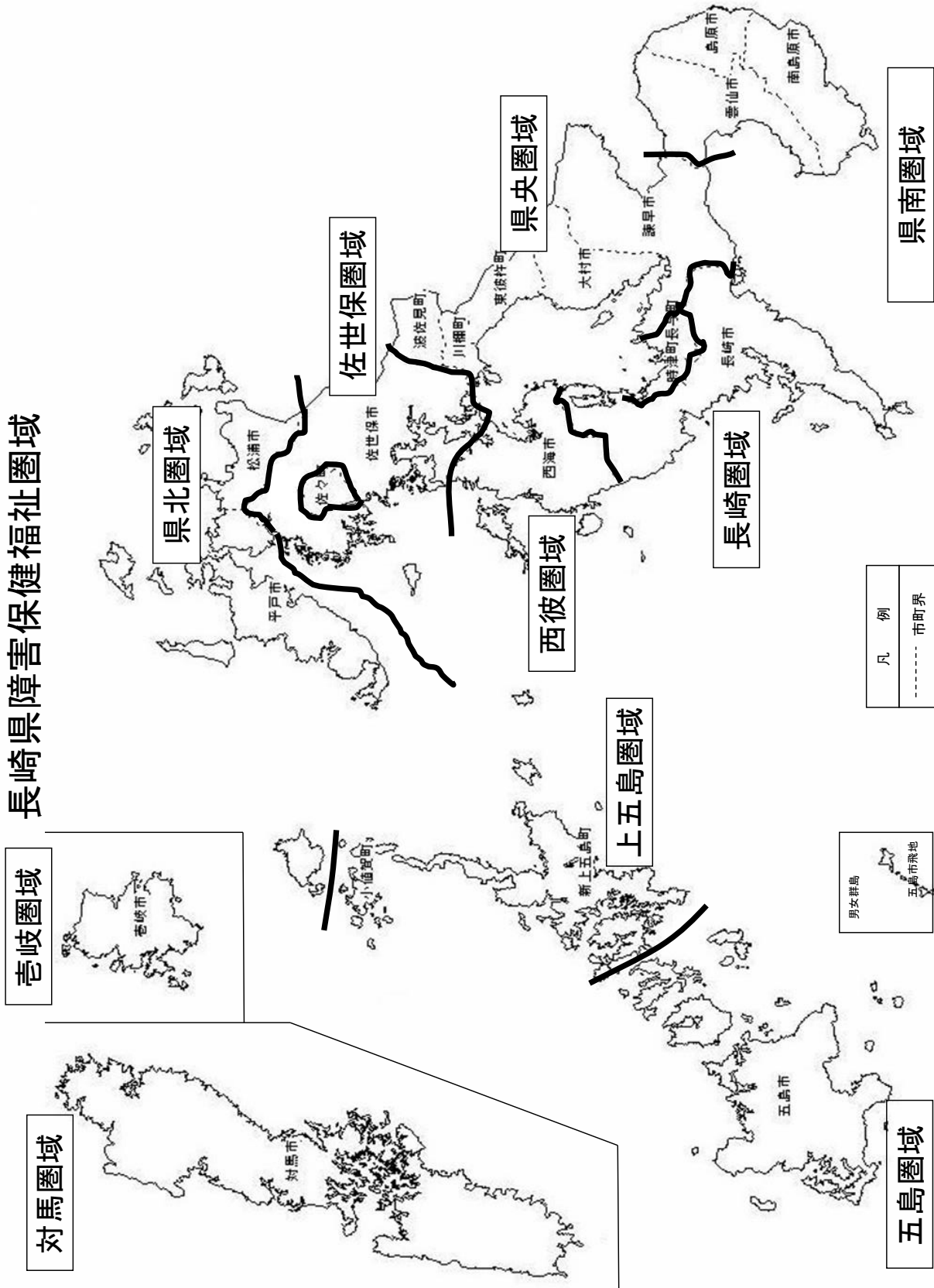
○障害保健福祉圏域の設定とその考え方

障害保健福祉圏域は、各地域の状況に応じた障害者施策を推進するにあたり県が定める地域区分です。第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画から、それまでの8圏域を、中核市である長崎市及び佐世保市を一つの圏域とする 10 圏域に見直しました。その地域の障害者の方のニーズや社会資源等の状況をより反映させた施策に努めていきます。

○障害保健福祉圏域

圏域	構成市及び町	市及び町数
長崎	長崎市	1市
西彼	西海市、長与町、時津町	1市2町
佐世保	佐世保市	1市
県北	平戸市、松浦市、佐々町	2市1町
県央	諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町	2市3町
県南	島原市、雲仙市、南島原市	3市
五島	五島市	1市
上五島	新上五島町、小値賀町	2町
壱岐	壱岐市	1市
対馬	対馬市	1市

長崎県障害保健福祉圏域



6. 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

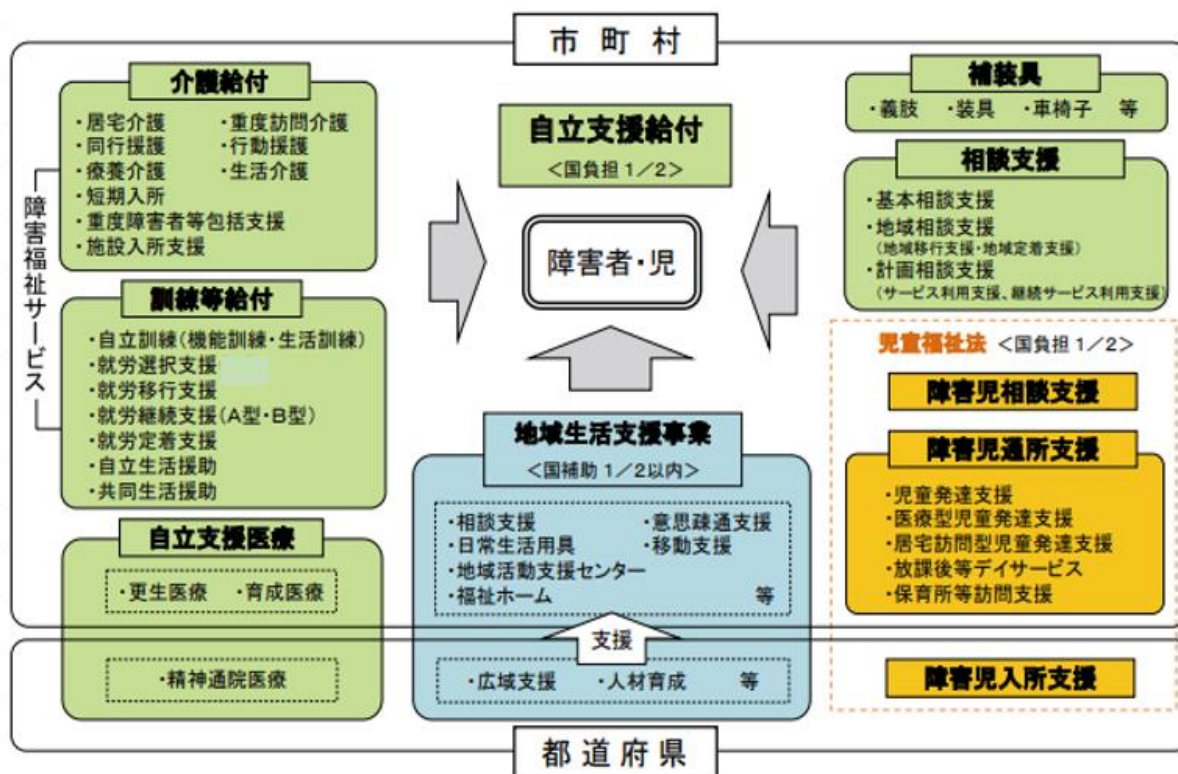
毎年、各サービス量や事業の進捗状況を把握し、内容や成果などについて、各事業実施部局による自己評価を行うとともに、その結果を「長崎県障害者施策推進協議会」に報告し、その意見を踏まえて事業の見直しを行うなど、計画の効果的な推進を図ります（PDCAサイクル）。

(2) 市及び町との連携

市及び町は、障害のある人の地域での生活を支える仕組みにおいて、障害福祉サービスの提供等を通して主体的な役割を担うため、県と市及び町が連携・協力を図りながら、一体的な障害者施策の推進を図ります。

また、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定にあたり、各市及び町が行った実態調査の結果を踏まえ、各地域の自立支援協議会が顕在化した課題に対して解決を図っていけるよう支援していきます。なお、広域的な課題や専門的な課題については、県の自立支援協議会で検討します。

【参考】障害福祉サービス等の体系と種類



出典:令和5年度版障害者白書

1. 障害者総合支援法によるサービス

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために国や都道府県の財政援助のもとに地域の実状に応じて実施される「地域生活支援事業」とに大別されます。

(1) 自立支援給付

自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、相談支援、自立支援医療、補装具の5つに大きく分かれています。このうち、介護給付と訓練等給付を総称して障害福祉サービスといいます。この障害福祉サービスは市町村が実施主体となり、一人ひとりの状況に応じて、個別に支給決定が行われるものです。

なお、障害福祉サービスの利用にあたっては、サービス等利用計画の作成が必要です。

○障害福祉サービスの種類

	サービス名	サービスの内容
介 護 給 付	居宅介護 ※	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護 ※	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護 ※	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援 ※	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所 ※ (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
訓 練 等 給 付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援	障害者本人の希望、就労能力や適性に合った就労先・働き方が選択できるように、アセスメントの実施、関係機関との連絡調整等を行います。
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型、B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があります。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対して、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けた必要な支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者に対して、定期的に居宅を訪問のうえ、生活の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との調整を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

※については、障害児も利用できるサービスです。

○相談支援の種類

	サービス名	内容
計画相談支援	サービス利用支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成します。
	継続サービス利用支援	支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設を退所する障害者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、障害児通所支援事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成します。
	継続障害児支援利用援助	支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が行う事業であり、法律上必ず実施しなければならない事業(必須事業)と市町村及び都道府県の判断により必要な事業を選択して実施する事業(任意事業)があります。

○市町村における必須事業

- ア 理解促進研修・啓発事業
- イ 自発的活動支援事業
- ウ 相談支援事業
- エ 成年後見制度利用支援事業
- オ 成年後見制度法人後見支援事業
- カ 意思疎通支援事業
- キ 日常生活用具給付等事業
- ク 手話奉仕員養成研修事業
- ケ 移動支援事業
- コ 地域活動支援センター機能強化事業

○都道府県における必須事業

- ア 専門性の高い相談支援事業

- イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- ウ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- エ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
- オ 広域的な支援事業

2. 児童福祉法によるサービス

児童福祉法によるサービスは、「障害児通所支援」と「障害児入所支援」があります。障害児通所支援の実施主体は市町村、障害児入所支援の実施主体は都道府県となっています。

なお、障害福祉サービスのうち障害児が利用できるサービスもあります(11ページ参照)。

市町村

	サービス名	サービスの内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

都道府県

	サービス名	サービスの内容
障害児入所支援	福祉型障害児入所支援	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所支援	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。